

生物資源科学部情報管理方針

日本大学生物資源科学部

1 方針の趣旨

この方針は、日本大学情報管理宣言に基づき、生物資源科学部（以下学部という）、及び学部教職員が作成、所有する情報の管理に関し、日本大学情報管理宣言を遵守するための基本的な事項を定めたものです。

2 情報の定義と区分

学部及び学部の教職員（非常勤講師、臨時職員、派遣職員等を含む）が作成、保管するすべての情報に対してこの方針が適用されます。紙媒体に印刷されたもの、電子情報端末に保存されたものなど保存媒体の区別を問いません。

情報の分類は以下のとおりです。

① レベル3

- ・ 個人情報
- ・ 法令又は条例等の定めなどにより守秘義務が課されている情報、受託契約などにより守秘義務が生じる情報（上記個人情報を除く）
- ・ 法人その他の団体に関する情報であり、公開することにより当該団体の利益を害するおそれのある情報
- ・ 学内の電子情報システムに関するパスワード及び公開することによって電子情報システムに重大な障害を与えるおそれのある情報

② レベル2

- ・ 公開することにより学部の業務に重大な影響を及ぼす情報

③ レベル1

- ・ 上記以外の本学部の情報

これらの情報のうち、個人情報や法令等の定めにより守秘義務を課されている情報や、公開することによって日本大学、学部をはじめとする関係者に重大な影響を及ぼす情報であるレベル3及びレベル2の情報を**機密情報**といいます。

なお、情報のレベルは、時間の経過とともに変化すること事にも留意しなくてはなりません。このように情報の機密性が無くなる、あるいは無くすことを**機密の解除**といいます。

3 情報管理の方針

学部は学部及び本学部教職員が作成、保管するすべての情報を適切に管理します。

機密情報については、それらの情報の管理者を定め、作成、保管、更新、廃棄及び機密の解除について適切に管理します。

4 機密情報の管理体制

学部が作成、保管する機密情報の管理については、統括責任者を学部長とし、統括管

理責任者はすべての機密情報の管理について責任を負います。また、統括副責任者を事務局長とし、副責任者は統括責任者を補佐します。

機密情報の管理責任者は個々の情報の作成者とします。職務上で機密情報の作成を依頼されあるいは命じられた場合は、依頼あるいは作成を命じた者を管理責任者とします。

5 統括責任者の責務と権限

統括責任者は統括副責任者とともに、学部が作成、保管する機密情報の管理に対して責任を負います。

学部統括責任者は学部が保有する機密情報の更新、廃棄及び機密の解除を命じることができます。

学部統括責任者は機密情報の保護に対して必要な処置を講じなければなりません。学部統括責任者は文書又は講習会等で機密情報の取り扱いについて周知をしなくてはなりません。

6 管理責任者の責務

管理責任者は情報を適切に管理しなければなりません。原則として自己の管理下にある機密情報であっても機密情報を学外に持ち出さないでください。職務遂行上やむを得ず学外に持ち出す場合には、紛失、漏洩等の事故が生じないように十分な注意を払ってください。

7 遵守事項

学部教職員は情報を適切に管理しなければなりません。自己の管理する機密情報の保管、更新、廃棄に関して十分な注意を払ってください。

自己の管理下でない機密情報の学外への持ち出しを行わないでください。職務上やむをえず学外に持ち出す場合には、その情報の管理責任者の許可を得てください。

日常的な情報管理の詳細については、別途定める**生物資源科学部情報セキュリティガイドライン**に従ってください。

8 事故時の対応

学部教職員は機密情報の管理について紛失、漏洩等の問題が起きたことに気づいた場合には、直ちに統括責任者並びに管理責任者に報告しなくてはなりません。

以 上

資料

[1] 日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。